子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (平成23年7月)

象 放

1. 子ども虐待による死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)に対する 調査により把握した、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの12か月間に発生し、又は明 らかになった児童虐待による死亡※77事例(88人)を対象とした。

	7次報告			6次報告		
	虐待死	心中 (未遂を含む)	計	虐待死	心中 (未遂を含む)	計
例数	47	30	77	64	43	107
人数	49	39	88	67	61	128

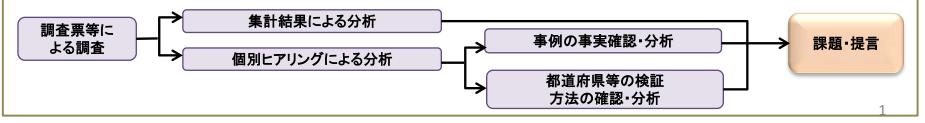
[※] 児童虐待による死亡事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例に区別していたが、本報告 では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「虐待死」と「心中(未遂を含む)」とした。

2. 0日・0か月児の死亡事例

第1次から第7次報告の対象期間(平成15年7月から平成22年3月)内に把握した日齢〇日から月 齢のか月(生後1か月未満)児の虐待死77人(69事例)を対象とした。

調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与が あった一部の事例について、ヒアリングを実地した。



事例の分析

集計結果による分析ー「虐待死」・「心中」の事例ー

- ○死亡した子どもの年齢は、**虐待死事例では、**○歳児が20人(40.8%)と <u>一番多く、○○5歳児が約9割(43人)を占めている。</u>心中事例では、各 年齢に分散している。
- ○<u>虐待の種類は、身体的虐待が多く(59.2%)、</u>3歳未満ではネグレクトが 約半分を占めている。主な死因は、虐待死事例で「頭部外傷」(30.6%)、 心中事例で「頚部絞厄」(33.3%)であり、これまでの報告と同様。虐待 死事例では、「車中放置による熱中症・脱水」と「溺水」が増加した。
- 〇主たる加害者は、虐待死事例と心中事例のいずれにおいても、「実母」が最も多い。(虐待死事例で23人(46.9%)、心中事例で22人(56.4%))
- 〇虐待死事例では、<u>「望まない妊娠」、「妊婦健診未受診」、「母子健康手帳</u> 未発行」が多く、これらの妊娠期・周産期の問題を併せて抱える傾向。
- 〇虐待死事例での加害の動機について、<u>3歳未満では、「子どもの存在の拒否・否定」、「保護を怠ったことによる死亡」が多く、3歳以上では、「し</u>つけのつもり」が最も多い。
- 〇虐待死事例・心中事例ともに、<u>児童相談所が関わっていた事例が増加</u>している。(虐待死事例で12事例(25.5%)、心中事例で6事例(20%))児童相談所が関与していた虐待死事例のうち、虐待の認識があり対応していた事例は2例、虐待の認識がなかった事例は5例であり、情報収集、アセスメントや措置解除後の関係機関を含めた連携・フォロー体制が要因である。

集計結果による分析一〇日・〇か月児の死亡事例一

- ○第1次報告から第7次報告の調査期間内に、虐待死した〇日・〇か月児は 77人であり、日齢〇日児が67人、日齢1日以上の月齢〇か月児が10人である。加害者は、実母が最も多い(87%)。
- ○<u>日齢0日の事例の実母の年齢は、</u>平均28.2歳で19歳以下が17事例 (25.4%)と最も多く、続いて35歳から39歳が13事例(19.4%)であり、2極化の傾向。
- ○<u>日齢○日の事例では、望まない妊娠が54事例(80.6%)</u> (複数回答) である。
- 〇同居家族が妊娠に気づいていた事例は、19歳以下では13事例中1事例、 20歳以上では30事例中3事例である。(実母の年齢不明は除く)
- 〇子どもの性別は、日齢〇日児の事例で男女の違いはないが、日齢1日以上の 月齢〇か月児の事例では男児が7事例、女児3事例と男児がやや多い。

個別ヒアリング調査結果の分析ー6事例から一

1 望まない妊娠への対応

児童相談所が支援していた家庭だが、養育者に とっては、望まない妊娠について相談できる機関に なっていない。

2 妊娠期からの継続的な支援体制

妊娠・出産等の各種届出時や産科入院中のリスク アセスメントが十分でなく、継続した支援につなが らない。

3 乳幼児健康診査受診者・未受診者フォローの在り方

養育者や子どもと関わることができる唯一の機会である健康診査を利用して、きょうだいの状況や養育の悩みを捉えることができていない。

- 4 複数機関の連携による適切な家族アセスメント 各関係機関の情報を統合し、家族の状況を適時に アセスメントすることができていない。
- 5 生育歴、生活歴等からの潜在的な問題の把握 養育者の成育歴やストレスとなるライフイベント からのリスクアセスメントが十分でない。

6 初期対応と関係機関の連携

関係機関の役割分担が明確でないため、必要な措置が行われていない。

7 入所措置解除時のアセスメントと家庭復帰後支援

入所措置解除のアセスメントを一部の関係機関で行い、解除後の支援方針が明確でなく関係機関の間で共有されていない。

8 学校等の組織的対応の在り方

虐待を疑ったが、組織の判断として通告を見合わせ、児童相談所等に速やかに通告していない。

9 **虐待防止・早期対応における医療機関の体制** 虐待を見逃さない診療を行うための虐待に対する 院内体制が十分でない。

課題と提言

地方公共団体への提言

- 1. 虐待の発生・深刻化予防
- (1) 妊娠・出産期を含めた早期からの相談・支援体制
- 〇望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援 制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体 制の整備
- 〇妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制 の整備の促進
- (2)発生及び虐待の深刻化を予防するための子育て支援体制の充実
- ○養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関(母子保健担当部署等)の 質の向上と体制の整備
- ○養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備
- 2. 虐待の早期発見とその後の対応
- (1)児童相談所の体制の充実

- 〇児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備
- (2) 早期発見につなげる体制づくり
- ○養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と、 相談や支援につながる体制の整備
- ○通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実
- (3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係 機関の連携の確保
- 〇児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメントカ の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備
- 3. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携の推進
- 〇要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化
- 4. 地方公共団体における検証の在り方
- ○虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえ た具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施

国への提言

- 1. 虐待の発生・深刻化予防
- ○望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関の 連携体制の整備
- ○養育支援を必要とする家庭に対する妊娠期・出産後早期からの支援体制及び関係機関の連携体制の整備
- 2. 虐待の早期発見とその後の対応
- ○児童相談所や市町村(児童福祉担当部署及び母子保健担当 部署)の体制の整備
- ○通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実

- ○養育者への効果的な指導法についての知見の収集、技法 の開発及び普及
- 3. 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を活用した関係機関の連携
- 〇要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネット ワーク)の活用促進及びマネジメント機能の強化
- 4. 地方公共団体における検証の在り方
- 〇地方公共団体による検証内容の分析及び検証の提言に係る取組に対する評価の確認

3

本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑 うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにも関わらず中絶を希望している
- 区師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産 した
- 〇 妊産婦等との連絡が取れない (途中から関係が変化した場合も含む)
- 3 乳幼児にかかる健診が未受診である (途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら 相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をしても子どもに会わせてもらえない
- 〇 双子を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 〇 児童委員、近隣住民等から様子がおかし いと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 〇 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※子どもが低年齢、または離婚等により一人親の場合であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。